

評議員の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号及び公益財団法人東京都バレーボール協会(以下「この法人」という。)定款第17条の規定に基づき、公益財団法人東京都バレーボール協会評議員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 評議員の報酬の総額は、定款第17条の規定に基づき各年度350,000円を超えない範囲とする。

(報酬の支払方法)

第3条 評議員の報酬は、毎年一人あたり20,000円を2回に分けて支払うものとする。

2 評議員の報酬は、その金額を通貨で、直接評議員に支払うものとする。ただし、法令に基づき評議員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その評議員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

4 評議員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への送金を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の計算期間と支給日)

第4条 評議員の報酬の計算期間は、選任から翌年の6月末日とする。

2 6月末日を第1回目の支給日、12月末日を第2回目の支給日とする

(端数計算)

第5条 新たに評議員になった者には、選任の月の末日を第1回目の支給日とする。なお、その月が1月以降の場合は2回目の支給日とする。

(旅費交通費の支給)

第6条 評議員が遠隔地から評議員会に出席するため及び評議員としての職務に従事するため、特別の経費を要する場合には、この法人の旅費規程に定めるところによりその費用を支給することができる。

(旅費交通費の支払方法)

第7条 前条の旅費交通費は評議員会に出席する都度及び評議員としての職務に従事する都度支払うものとする。

(評議員の退職金)

第8条 評議員の退職金については支給しない。

(規程の改廃)

第9条 この規程は、評議員会の決議により改廃することができる。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(附則)

1. この規程は、公益財団法人東京都バレーボール協会の設立の登記の日

(2012年4月1日) から施行する。

2. この規程の変更は、評議員会の承認を受けた2016年6月23日から施行する。
3. この規程の変更は、評議員会の承認を受けた2024年6月25日から施行する。